

第五十五回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第二十六号

昭和四十二年六月二十七日(火曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 飯谷 忠男君 理事 倉成 正君

理事 高見 三郎君 理事 長谷川四郎君

理事 森田重次郎君 理事 石田 宥全君

理事 東海林 稔君 理事 玉置 一徳君

小澤 太郎君 理事 鹿野 彦吉君

金子 岩三君 理事 熊谷 義雄君

小山 長規君 理事 坂田 英一君

田中 正巳君 理事 丹羽 兵助君

藤田 義光君 理事 渡 徹郎君

栗山 秀君 理事 赤路 友藏君

伊賀 定盛君 理事 角屋堅次郎君

兒玉 末男君 理事 佐々栄三郎君

美濃 政市君 理事 森 義視君

神田 大作君 理事 中村 時雄君

斎藤 実君 理事 中野 明君

出席國務大臣

農林 大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林 政務次官 草野一郎平君

農林 大臣官房長 檜垣徳太郎君

農林省 農林經濟 局長 大和田啓氣君

農林省 畜産局長 岡田 覚夫君

林野 庁長官 若林 正武君

水産 庁長官 久宗 高君

委員外の出席者

農林省 農政局農 産課長 遠藤 寛二君

食糧庁 総務部参 事官 小暮 光美君

専門 員 松任谷健太郎君

六月二十七日

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十六号

昭和四十二年六月二十七日

委員熊谷義雄君、坂村吉正君、實川清之君及び芳賀貢君辞任につき、その補欠として遠藤三郎君、中尾栄一君、角屋堅次郎君及び赤路友藏君が議長の指名で委員に選任された。

委員遠藤三郎君及び角屋堅次郎君辞任につき、その補欠として熊谷義雄君及び實川清之君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十四日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(芳賀貢君外十二名提出、衆法第二八号) 同月二十二日 中国産食肉の輸入禁止解除に関する請願(岡田春夫君紹介)(第一五九三号) 同(高田富之君紹介)(第一五九四号) 同(宇都宮徳馬君紹介)(第一七〇〇号) 同(北山愛郎君紹介)(第一七〇一号) 同(山本政弘君紹介)(第一七〇二号) 養ほろ振興に関する請願(足立篤郎君紹介)(第一六三三三号) 昭和四十二年産生産者米価に関する請願外十六件(赤澤正道君紹介)(第一六三六号) 同外一件(後藤俊男君紹介)(第一六三七号) 同外十六件(徳安實藏君紹介)(第一六三八号) 同外七件(馬場元治君紹介)(第一六三九号) 同外二十二件(古井喜實君紹介)(第一六四〇号) 同(愛知揆一君紹介)(第一七〇四号) 同(伊藤宗一郎君紹介)(第一七〇五号) 同外一件(宇野宗佑君紹介)(第一七〇六号) 同(大石武一君紹介)(第一七〇七号) 同外十一件(倉成正君紹介)(第一七〇八号) 同外一件(白濱仁吉君紹介)(第一七〇九号) 同外一件(西岡武夫君紹介)(第一七一〇号) 同(古内広雄君紹介)(第一七一一号)

土地改良区の職員給与及び事務費に対する財政措置に関する請願(丹羽兵助君紹介)(第一七〇三三号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

漁業協同組合併助成法案(内閣提出第二九号) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

果樹保険臨時措置法案(内閣提出第二二二号) 森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

農林水産業の振興に関する件(昭和四十二年産麦の政府買入価格及び麦の標準売渡価格)

○本名委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、果樹保険臨時措置法案及び森林法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、趣旨説明を聴取いたします。草野農林政務次官。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「法第五十六条の二」を「法第五十四条の三第一項中「第五十三条第三項」とあるのは「第五十三条第三項又は暫定措置法第二十

条の二」と、法第五十六条の二中に改め、同条の次に次の一条を加える。

(区分経理の特例)

第二十条の二 事業団は、第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額をこえない額を、法第三十八条第一項第六号の業務(同号の指定助成対象事業に係るものに限る。)に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れることができる。

第二十一条第二項中「これらの業務に附帯する業務を含む。」を削る。

第二十二条第二項中「第十七条の下に「若しくは第二十条の二」を加え、「同条各号」を「第十七条各号」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 畜産振興事業団は、昭和四十一年事業年度に加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)第三条第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)に係る畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。)第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じ、同項本文の規定によりその残余の額を積立金として整理したときは、この法律の施行の日において、当該積立

金をその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額まで減額して整理し、当該積立金の額からその減額後の積立金の額を差し引いて得た額を、法第四十八条第一項の規定にかかわらず、法第三十八条第一項第六号の業務(同号の指定助成対象事業に係るものに限る。)に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の規定により繰り入れた繰入金金は、法第五十四条の三第一項前段の規定の適用については、暫定措置法第二十条の二の規定により繰り入れた繰入金とみなす。

理由

酪農の健全な発達を促進するため、畜産振興事業団の輸入乳製品の調整等に関する業務の実施に伴って生じた利益の一部を同事業団の助成の業務に必要な経費の財源に充てることができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

果樹保険臨時措置法案

果樹保険臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 農業共済組合連合会の果樹保険事業(第三条―第十七条)
第三章 政府の再保険事業(第十八条―第二十条)
第四章 雑則(第二十三条―第二十六条)
第五章 罰則(第二十七条)
附則
第一章 総則
(趣旨)
第一条 この法律は、農業者がその営む果樹農業につき災害によつて受けることのある損失を適切に補てんする制度の確立に資するため、試験

的に農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうことができることとする。ことに、当該果樹保険事業による保険責任についての政府の再保険その他必要な措置を定めるものとする。(定義)

第二条 この法律において「指定果樹」とは、主要な種類の果樹として政令で定めるものをいう。

第二章 農業共済組合連合会の果樹保険事業

(果樹保険事業の実施)

第三条 農業共済組合連合会は、農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第二百一十一条の規定による保険事業及び同法第三百二十二条の二第一項の規定による共済事業のほか、農林大臣の認可を受けて、この法律の規定による果樹保険事業を行なうことができる。

2 農業共済組合連合会は、前項の認可を受けようとするときは、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする果樹保険事業計画(以下「事業計画」という)を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

- 一 果樹保険に係る指定果樹の種類
二 果樹保険の種類
三 果樹保険の実施地域及び事業規模
四 保険契約の締結の要件、保険金額の制限及び保険金の削減に関する事項
五 政府との再保険契約の締結に関する事項

3 農業共済組合連合会は、第一項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画につき、総会の議決を経なければならない。

4 第一項の認可は、全国を通ずる指定果樹に係る生産事情及び災害の発生状況に照らしこの法律の規定による果樹保険事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行なわれれることを旨としてしなければならない。(事業計画の遵守)

第四条 前条第一項の認可を受けた農業共済組合連合会(以下「指定連合会」という)は、その事業計画に従つて果樹保険事業を行なわなければならない。

(事業計画の変更)

第五条 指定連合会は、その事業計画を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 第三条第二項から第四項までの規定は、前項の認可について準用する。

(認可の取消)

第六条 農林大臣は、指定連合会が果樹保険事業に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反したときは、第三条第一項の認可を取り消すことができる。

(果樹保険の種類及び内容)

第七条 果樹保険は、収穫保険及び樹体保険とする。

2 収穫保険においては、指定連合会は、被保険者の栽培する指定果樹につき、果実の減収又は品質の低下によつて生じた損害であつて風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、病害(農林大臣の指定するものに限る。)、鳥獣害又は火災(次項において「指定災害」と総称する。)によるものについて、被保険者に保険金を支払うものとする。

3 樹体保険においては、指定連合会は、被保険者の栽培する指定果樹(当該指定果樹の支持物で農林省令で定めるものを含む。)につき、その枯死、流失若しくは滅失又はこれらに準ずるものとして農林省令で定める事由によつて生じた損害であつて指定災害によるものについて、被保険者に保険金を支払うものとする。

第八条 果樹保険の被保険者たる資格を有する者は、指定連合会の果樹保険の実施地域内において指定果樹を栽培している農業者であつて、当

該指定連合会の定款で定めるものとする。(保険契約の成立及び保険料の支払)

第九条 果樹保険の保険契約は、収穫保険にあつては指定果樹の種類(農林大臣が指定連合会を指定して特定の種類の指定果樹につき特定の品種に限定し又は品種に応じて区分を定めたときは、その指定連合会その種類の指定果樹についての果樹保険にあつては、その限定した品種又はその定めた区分。以下この項並びに次条及び第十二条において「指定果樹の種類等」という。)ごと及び果実の年産ごと、樹体保険にあつては指定果樹の種類等ごとに、被保険者たる資格を有する者が指定連合会の定款で定めるところにより申込みをし、指定連合会がこれを承諾することによつて成立する。

2 指定連合会と果樹保険の保険契約を締結した者は、指定連合会の定款で定めるところにより、指定連合会に保険料を支払わなければならない。

(保険期間)

第十条 収穫保険の保険期間は、指定果樹の種類等ごとに、花芽の形成期から果実の収穫期までの期間(農林大臣が指定果樹の種類等のうち特定の種類又は品種の指定果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その種類又は品種の指定果樹にあつては、その農林大臣の定めた期間)を基準として、指定連合会が定款で定める期間とする。

(保険金額)

2 樹体保険の保険期間は、一年間とする。

第十一条 収穫保険の保険金額は、政令で定めるところにより、果実の単位当たり価額に基準収穫量を乗じて得た金額(以下「基準収穫金額」という)をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

2 前項の果実の単位当たり価額及び基準収穫量は、農林大臣が定める準則に従い、果実の単位当たり価額にあつては過去一定年間に於ける当該都道府県産の当該果実の平均価格として農林

大臣が定める価格を基礎とし、基準収穫量にあつては過去一定年間に於ける当該被保険者の当該果実の収穫量を基礎として、指定連合会が定める。

3 樹体保険の保険金額は、政令で定めるところにより、保険価額をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

4 前項の保険価額は、農林大臣が定める準則に従い、保険期間の開始時における当該被保険者の栽培する当該指定果樹(当該指定果樹に係る第七條第三項の農林省令で定める支持物を含む)の価額として、指定連合会が定める。(純保険料率)

第十二條 果樹保険の純保険料率は、各指定連合会につきその行なう果樹保険の種類ごと及び指定果樹の種類等ごとに農林大臣が定める基準保険料率を下らない範囲内において、指定連合会が定款で定める割合とする。

2 指定連合会は、前項の規定にかかわらず、指定果樹の種類等ごとに、果樹保険の実施地域を二以上の地域に分けて、その地域ごとに純保険料率を定めることができる。この場合には、その地域ごとの純保険料率は、その地域ごとの保険金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が同項の基準保険料率を下らないように定款で定めるものとする。(保険金)

第十三條 収穫保険の保険金は、保険契約ごとに、第七條第二項に規定する損害(指定連合会がてん補する責めを負わないものを除く)に係る損害額の総額が基準収穫金額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、保険金額にその損害額の総額の基準収穫金額に対する割合に応じて政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 樹体保険の保険金は、保険契約ごとに、第七條第三項に規定する損害(指定連合会がてん補する責めを負わないものを除く。次項において同じ)に係る損害額の総額に保険金額の保険価

額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3 樹体保険の保険金については、保険契約ごとに、第七條第三項に規定する損害に係る損害額の総額が農林省令で定める金額に満たない場合には、指定連合会は、その支払の責めを負わない。(事務の委託)

第十四條 指定連合会は、その行なう果樹保険に係る事務のうち、保険契約の申込みの受理、果実の生産数量の調査その他農林省令で定める事項に係るものを農業共済組合、農業災害補償法第八十五條の六第一項の共済事業を行なう市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

2 農業共済組合は、農業災害補償法第八十三條各号に掲げる共済事業のほか、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

3 農業協同組合及び農業協同組合連合会は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十條の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。(経理の区分)

第十五條 指定連合会は、農業災害補償法第百三十條の規定によるほか、果樹保険事業については、他の事業と区分して経理しなければならない。(資料の提供に関する協力)

第十六條 指定連合会は、果樹保険の保険金額の決定又は支払うべき果樹保険の保険金に係る損害額の認定に必要があるときは、被保険者又は被保険者となる者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合その他の団体でこれらの者からその生産した果実の加工若しくは販売の委託を受け又は当該果実の売渡しを受けたものに對し、当該委託又は売渡しに係る果実の数量又は品質に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

(農業災害補償法及び商法の準用等)

第十七條 農業災害補償法第四十七條、第九十一條、第九十二條、第九十三條第二項、第三項及び第五項、第九十四條から第九十八條の二まで、第九十九條(同條第一項第四号、第六号及び第七号を除く)、第一百條並びに第百一號並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十條から第六百四十五條まで、第六百四十九條、第六百六十二條及び第六百六十三條の規定は、果樹保険について準用する。

2 この法律の規定による果樹保険事業は、農業災害補償法第三十條第一項の規定の適用については、同項第五号の二に規定する保険事業であるものとする。

3 指定連合会がこの法律の規定による果樹保険事業を行なう場合における農業災害補償法第百四十二條の五第二項の規定の適用については、同項中「又は保険事業」とあるのは、「若しくは、保険事業又は果樹保険臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)の規定による果樹保険事業」とする。

第三章 政府の再保険事業 (再保険契約の締結)

第十八條 政府は、指定連合会を相手方として、指定果樹の種類その他の政令で定める区分(以下「再保険区分」という)ごとに、当該指定連合会が果樹保険の保険契約(政令で定めるものを除く)によつて被保険者に対して負う保険責任を一体として、これにつき再保険契約を締結することができる。

(再保険金額)

第十九條 政府の再保険金額は、再保険区分ごと及び指定連合会ごとに、その保険金額の合計額のうちその合計額に果樹保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これにさらに政令で定める割合を乗じて得た金額とする。(再保険料)

(再保険料)

第二十條 政府の再保険料の金額は、再保険区分ごと及び指定連合会ごとに、その純保険料の合計額のうち、政府の再保険責任に係る危険に對応するものとして農林大臣の定めるところにより算定される部分の金額とする。(再保険金)

第二十一條 政府の再保険金は、再保険区分ごと及び指定連合会ごとに、その支払うべき保険金の合計額がその保険金額の合計額に第十九條の農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該保険金の合計額のうちそのこえる部分の金額に同条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。(農業災害補償法及び商法の準用)

第二十二條 農業災害補償法第百三十八條から第百四十條まで並びに商法第六百四十二條から第六百四十五條まで、第六百六十二條及び第六百六十三條の規定は、果樹保険に係る政府の再保険について準用する。

第四章 雜則 (国の助成)

第二十三條 国は、毎會計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、指定連合会が果樹保険事業を行なうのに要する事務費を補助するものとする。

2 国は、前項の規定による補助のほか、指定連合会の果樹保険事業の実施を円滑にするため、毎會計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、果樹保険の保険契約者に対し、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金に相当する金額は、毎會計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れられる。

4 第二項の交付金で政令で定めるものは、保険契約者に交付するのに代えて、当該保険契約者が指定連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該指定連合会に交付し、又は指定連合会が政府に支払うべき果樹保険に係る再保険料の全部若しくは一部に充てて農業共済再保険特

別会計の再保険料収入に計上することができ

(農業共済基金からの資金の貸付け)

第二十四条 農業共済基金は、農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)第三十三条の規定にかかわらず、指定連合会に対し、当該指定連合会が果樹保険の保険金の支払に關して必要とする資金を貸し付けることができる。

2 農業共済基金から貸付けを受けた前項に規定する資金は、同項に規定する保険金の支払以外の目的に使用してはならない。

3 農業共済基金法第三十六条第二項の規定は、前項の規定に違反して資金を他の目的に使用した場合に準用する。

(報告の徴収)

第二十五条 農林大臣は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定連合会から報告を徴収することができる。

(印紙税の非課税)

第二十六条 果樹保険に關する文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 保険証券

二 第二十四条第一項の規定による委託に關する契約書

三 第二十四条第一項の規定により指定連合会が農業共済基金から資金の貸付けを受ける場合において作成される消費貸借に關する契約書

第五章 罰則

(罰則)

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定連合会の役員は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条の規定に違反したとき。
- 二 第十七条第一項において準用する農業災害補償法第九十一条、第百条又は第百一条の規定に違反したとき。

附則

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

4 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の六條を加える。

第二十三條 果樹保險臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)ニ依ル果樹保險ニ係ル再保險事業ノ經理ハ第一條ノ規定ニ拘ラズ之本會計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二十四條 本會計ニ前條ノ再保險事業ノ經理ヲ明確ニスル為第二條ニ規定スル各勘定ノ外臨時果樹勘定ヲ設ク

第二十五條 再保險金支払基金勘定ニ於テハ第二條ノ第一項ノ規定ニ依ルモノノ外臨時果樹勘定ヨリノ受入金及其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第二條ノ第二項ノ規定スル一般會計ヨリノ受入金ハ同條第二項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ果樹保險ニ關スル異常災害ノ發生ニ伴フ臨時果樹勘定ニ於ケル再保險金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルモノトス

第二條ノ第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル臨時果樹勘定ヘノ繰入金ニ付テハ準用ス

第二十六條 臨時果樹勘定ニ於テハ果樹保險ニ關スル再保險事業經營上ノ再保險料、一般会計及再保險金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附屬雜収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保險金、果樹保險臨時措置法第二十三條第二項ノ交付金、再保險料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十七條 業務勘定ニ於テハ第五條ノ規定ニ依ルモノノ外果樹保險ニ關スル再保險事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル為ノ一般會計ヨリノ受入金及同事業ノ業務取扱ニ關シ生ズル収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十八條 第六條第二項及第四項、第六條ノ第二項、第八條乃至第十條並ニ第十二條ノ規定ハ臨時果樹勘定ニ付テハ準用ス

理由

最近における果樹農業の動向にかんがみ、農業者がその営む果樹農業につき災害によつて受けることのある損失を適切に補てんする制度の確立に資するため、試験的に農業共済組合連合会が果樹保險事業を行なうことができることとするとも、に、当該果樹保險事業による保險責任についての政府の再保險その他必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林法の一部を改正する法律案

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「十年」を「十五年」に改める。

第五條第一項中、「政令で定めるところにより」を削り、「森林計画區別」の下に、「五年ごと」を加え、「五年を一期とする」を「十年を一期とする」に改める。

第八條の見出し中「森林計画」を「地域森林計画」に改める。

第十條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次條第五項の認定に係る森林施設計画(その変更につき第十二條第三項において準用する次條第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合

第十一條から第二十條までを次のように改め

(森林施設計画)

第十一條 森林所有者は、省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施設計画を作成し、これを当該森林施設計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該森林施設計画が適當であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 森林施設計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める森林施設に關する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。

3 森林施設計画には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との區別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積

二 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法

三 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法

四 保育の種類別の面積

五 その他省令で定める事項

4 第一項の規定による認定の請求は、第二項の森林施設に關する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施設計画の内容が左の各号に掲げる要件のすべてをみたすときは、当該森林施設計画が適當である旨の認定をするものとする。

一 森林施設計画の対象とする森林(政令で定めるものを除く)の規模に応じ、森林生産の保護及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、政令で定める樹種又は林相の改良その他の森林施設の合理化に關する基準に適合していること。

二 地域森林計画の内容に照らして適當である

と認められること。

(森林施業計画の変更)

第十二条 前条第五項の認定を受けた森林所有者(以下「認定森林所有者」という)は、左の各号に掲げる場合には、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

一 当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林の一部につき森林所有者でなくなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範囲が異なることとなつた場合

二 当該認定森林所有者が次条の規定による通知を受けた場合

2 認定森林所有者は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林施業計画の変更を必要とする場合には、省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「森林施業計画」とあるのは「当該変更後の森林施業計画」と、「作成し」とあるのは「作成されたものとなるようにし」と、同条第五項中「当該森林施業計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林施業計画の内容」と、「当該森林施業計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替へるものとする。

(森林施業計画の変更に関する通知)

第十三条 都道府県知事は、第十一条第五項の認定に係る森林施業計画(その変更につき前条第三項において準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)

の)の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林施業計画に係る認定森林所有者に対し、当該森林施業計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

(森林施業計画の遵守)

第十四条 認定森林所有者は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施業計画を遵守しなければならない。

第十五条 認定森林所有者は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他省令で定める場合には、省令で定めるところにより、都道府県知事にその届出書を提出しなければならない。

第十六条 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合には、当該森林施業計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。

一 認定森林所有者が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。

二 認定森林所有者が、第十四条の規定に違反しているとき。

三 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

(死亡又は解散の場合の包括承継人に対する効力等)

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者が死亡し、又は合併により解散した場合においては、その包括承継人に対して、その効力を有する。

2 前項に規定する場合には、同項の包括承継人の)の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林施業計画に係る認定森林所有者に対し、当該森林施業計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

第十四条 認定森林所有者は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施業計画を遵守しなければならない。

第十五条 認定森林所有者は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他省令で定める場合には、省令で定めるところにより、都道府県知事にその届出書を提出しなければならない。

第十六条 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合には、当該森林施業計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。

一 認定森林所有者が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。

二 認定森林所有者が、第十四条の規定に違反しているとき。

三 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

(死亡又は解散の場合の包括承継人に対する効力等)

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者が死亡し、又は合併により解散した場合においては、その包括承継人に対して、その効力を有する。

は、省令で定めるところにより、都道府県知事にその届出書を提出しなければならない。

3 第一項に規定する処分、手続その他の行為については、第三条の規定は、適用しない。

(数人共同の森林施業計画)

第十八条 森林所有者は、数人共同して、一の森林施業計画を作成し、これを第十一条第一項の都道府県知事に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 前項の森林施業計画に関しては、前七条の規定の適用があるものとする。この場合において、第十一条第二項中「当該森林所有者が定めらる」とあるのは「当該森林所有者が共同して定めらる」と、第十二条第一項中「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には、共同して」と、第十四条第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とする。

(数都道府県にわたる事項の処理等)

第十九条 森林施業計画の対象とする森林の所在地が二以上の都道府県にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から前条までにおいて都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理する。

2 農林大臣は、前項の規定により第十一条第五項(第十二条第三項において準用する場合を含む)次項において同じ)の認定又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により第十一条第五項の認定又は第十六条の規定による認定の取消しをしたときは、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

第二十条 農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに森林施業

計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

第七十九条第二項第六号の次に次の一号を加へる。

六の二 組合員のための森林施業計画の作成(第九十二条第三号中「行なう」を「行なう」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加へる。二 森林施業計画に関し都道府県知事が行なう事務に要する費用)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の次に一号を加へる改正規定、第十一条から第十二条までの改正規定、第七十九条第二項第六号の次に一号を加へる改正規定及び第九十二条の改正規定は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の森林法(以下「旧法」という)第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法(以下「新法」という)第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

3 農林大臣は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、新法第四条の規定による全国森林計画をたてなければならない。

4 都道府県知事は、前項の全国森林計画につき新法第四条第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画を、当該地域森林計画の始期とされておる日以降十年間をその期間とするものに変更しなければならない。この場合には、新法第五条第四項及び第五項並びに第七条の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の次に一号を加へる改正規定、第十一条から第十二条までの改正規定、第七十九条第二項第六号の次に一号を加へる改正規定及び第九十二条の改正規定は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の森林法(以下「旧法」という)第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法(以下「新法」という)第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

3 農林大臣は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、新法第四条の規定による全国森林計画をたてなければならない。

4 都道府県知事は、前項の全国森林計画につき新法第四条第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画を、当該地域森林計画の始期とされておる日以降十年間をその期間とするものに変更しなければならない。この場合には、新法第五条第四項及び第五項並びに第七条の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の次に一号を加へる改正規定、第十一条から第十二条までの改正規定、第七十九条第二項第六号の次に一号を加へる改正規定及び第九十二条の改正規定は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の森林法(以下「旧法」という)第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法(以下「新法」という)第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

3 農林大臣は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、新法第四条の規定による全国森林計画をたてなければならない。

4 都道府県知事は、前項の全国森林計画につき新法第四条第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画を、当該地域森林計画の始期とされておる日以降十年間をその期間とするものに変更しなければならない。この場合には、新法第五条第四項及び第五項並びに第七条の規定を準用する。

理由

近時の林業に関する諸情勢の推移にかんがみ、森林資源の保続培養及び森林生産力の増進のための諸施策の効果的な実施を図るため、全国森林計画及び地域森林計画の期間を改めるとともに、森林所有者が作成する森林実施計画についての認定の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○草野政府委員 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明いたします。

わが国酪農は、近年目ざましい発展を遂げてきたのでありますが、昭和三十九年ころを境に、生乳生産量の伸び率は漸次低下傾向を見せ始め、特に昭和四十一年下期からは、その伸び率が急速に鈍化するに至っております。

一方、牛乳・乳製品の需要はきわめて旺盛でありまして、特に飲用牛乳の消費の拡大は顕著なものがあり、飲用牛乳、乳製品ともに、今後とも国民生活の高度化等に伴いまして、その需要は着実に増大するものと見込まれるのであります。

〔本名委員長退席、飯谷委員長代理着席〕

このような需給の動向に対処しまして、昭和四十一年度から施行されました加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳についての生産者補給金の交付、畜産振興事業団の主要乳製品についての価格安定操作をはじめ、各種の酪農振興施策を講じてきたのであります。これらの施策の効果はいまだ十分あらわれず、四十一年度の年間を通じて、牛乳・乳製品の需給の逼迫傾向が持続し、畜産振興事業団の乳製品の輸入はこれまでにならぬ量のほり、その輸入売り渡しにより生じた売差益も、本制度創設当時には予想しなかつたほどの額に達するに至つたのであります。

最近における生乳生産の動向がこのまま推移す

る場合には、わが国農業の基幹たるべき酪農は停滞の度を強め、今後ますます国民生活において重要な地位を占めてまいります牛乳・乳製品の安定的供給にも支障を来すおそれさえありますので、政府としましては、この際、各般にわたる酪農振興施策の積極的展開をはかり、かかる事態に対処しなければならぬと考えている次第であります。

その一環といたしまして、今後家畜導入事業の飛躍的拡大、草地改良事業の拡充、加工原料乳生産者補給金制度の推進等の措置を講ずることとして、酪農の発展を軌道に乗せるための措置として、畜産振興事業団の乳製品の輸入売り渡しに伴って生じます売差益を、酪農振興対策に積極的に活用することとし、このたび加工原料乳生産者補給金等暫定措置法につき所要の改正を加えることとした次第であります。

畜産振興事業団は、それぞれの業務にかかる経理を業務の性格に応じ区分して経理処理することとなつており、加工原料乳生産者補給金の交付業務と乳製品の輸入売り渡しの業務とは補給金等勘定という一つの勘定において経理処理することになつておりました。現行法においては、乳製品の輸入売り渡しに伴って生じます売差益を助成業務等の他業務へ活用することはできないこととなつておりました。

今回の改正法案におきましては、この点を改め、補給金等勘定において剰余を生じた場合は、その一部を畜産振興のための助成業務を経理処理しております助成勘定に繰り入れる道を開き、その繰り入れられた資金を酪農振興に必要な助成のための財源として活用することとしているのであります。

以上がこの法律案を提案する理由及びその主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、果樹保険臨時措置法案につきまして提案

理由を御説明申し上げます。

果樹農業につきましては、政府は、農業生産の選択的拡大の一環として、その振興をはかつてまいりましたが、最近、国民生活の高度化による需要の増大と、それに対応する農業者の旺盛な生産意欲に支えられ、果実の生産は急速に増加し、逐次その成果があらわれてまいっております。

このように果樹農業を取り巻く諸事情にかんがみまして、政府は、昭和三十五年以来果樹保険の制度化につき種々検討を続けてまいりました。しかしながら、果樹農業におきましては、保険制度を樹立するのに必要な諸種の資料がなお十分整備されておられない状況でありますので、果樹保険の全面的な制度化をはかるための準備として、まず、試験的に事業を実施し、保険料率算定のための基礎資料の収集、損害の評価等事業運営上の諸問題の検討を行ない、その成果に基づいて適切な損失補償制度の全面的な確立をはかることとした次第であります。

以上がこの法律案を提出する趣旨であります。以下そのおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、果樹保険の対象とする果樹につきましては、主要な種類の果樹として政令で定めることとしておりますが、当面、ミカン、ナツミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ及び桃の六品目を予定しております。

第二に、事業実施主体につきましては、農林大臣の認可を受けて、農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうことができることとし、これに必要な手続を規定いたしました。

第三に、果樹保険の内容につきましては、果実の減収、樹体の枯死等による損失をてん補の対象として取り上げることとし、保険金額、保険料率

等につき所要の規定を設けることとしたしました。

第四に、政府は、果樹保険事業を行なう農業共済組合連合会と再保険契約を結ぶことができることとし、その再保険契約の内容は、いわゆる超過損害歩合再保険方式、すなわち連合会の保険責任のうち異常責任部分の一定割合を再保険する方式によることとし、再保険金額、再保険料率につき所要の規定を設けることとしたしました。

第五に、国は、農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうのに要する事務費を補助するとともに、果樹保険事業の円滑な実施をはかるため、果樹保険に加入する農業者に対して交付金を交付することとしております。

このほか、農業共済基金は果樹保険事業を行なう農業共済組合連合会に対してその保険金の支払いに要する資金を融通することができるとするとともに、農業共済組合連合会は、農業協同組合その他の果実出荷団体に対して資料の提供につき協力を求めることができることとする等、事業の円滑かつ適正な運営を期するため必要な規定を設けることとしたしました。

なお、この法律は、昭和四十三年四月一日から施行し、この法律が果樹保険の試験実施のための臨時措置法であることにかんがみ、その施行日から五年以内の間に法律で定める日に失効するものとしたしました。

以上がこの法律案の提案理由とおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

森林法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

森林法は、森林の保続培養と森林生産力の増進をはかることを目的として昭和二十六年に制定され、今日に至っておりますが、森林計画につきましては、昭和三十七年に制度の改正が行なわれ、農林大臣が定める全国森林計画に即して都道府県知事が策定する地域森林計画に従って森林の施策



が行なわれるよう、勧告及び援助措置によって森林所有者の自主的な経営努力を助長することになつてゐるのであります。

しかしながら、その後林業を取り巻く諸情勢は大きく変化いたしております。すなわち、木材需要の増大とその需要構造の変化の進行が見られるのに対して、生産面では十分これに対応できず、農山村における労働力不足等に起因して伐採、造林等の林業生産活動が停滞を示すとともに、外材輸入が増大する等、情勢は著しくきびしさを加えてきております。

このような諸情勢に対処して、さきに林業基本法が制定され、林業における総生産の増大、生産性の向上、従事者の所得の増大という目標が明示され、以来その趣旨に沿つて林業構造改善事業その他各種施策の拡充をはかつてまいりましたが、森林所有者の森林施業の面におきましても、森林生産の保続と森林生産力の増進に関する長期的な見通しに即応し、地域森林計画の達成と森林施業の合理化、計画化をはかるための措置を講ずる必要が強く出てきております。

すなわち、森林の計画的かつ適期の伐採と樹種または林相の計画的改良等の推進をはかるため、森林所有者の自発的意思に基づき、地域森林計画に従つた合理的かつ計画的森林施業を推進する必要があるものであります。このため森林所有者による森林施業に関する計画の作成を促進するとともにその実行を確保し得るよう、公的にその計画を認定する制度を新たに導入し、その計画に従つてする施業に対し所要の援助措置を講ずる必要がありと考へるのであります。

以上が、この法案を提案いたしました理由であります。以上が、次に、この法案の主要な内容につきまして御説明いたします。

第一は、全国森林計画及び地域森林計画の期間の改正であります。

る、より長期の林政の方針を示す必要があり、その期間を五年間ずつ延長することとし、全国森林計画は十五年を、地域森林計画は十年を一期とし、それぞれ五年ごとに立てることとした。

第二は、森林所有者は森林施業計画について都道府県知事の認定を求めることができることとしたことである。

森林所有者は、一人または数人共同して、その森林の全部につき、森林施業に関する長期の方針に基づいて、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、それが適当であるかどうかについての認定を求め、それができるとし、都道府県知事は、この森林施業計画の内容が森林生産の保続及び森林生産力の増進をはかるために必要なものとして定められた基準に適合しており、かつ、地域森林計画の内容に照らして適当であると認められるときは、その森林施業計画が適当である旨の認定をすることとした。

第三は、認定を受けた森林所有者の森林施業計画の順守であります。森林所有者は、その認定を受けた森林施業計画を順守して森林施業を行ななければならないこととしております。

第四に、この森林施業計画の認定の制度の推進をはかるための援助措置として、農林大臣及び都道府県知事は、森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうようにつとめることとしております。

以上のはか、森林組合は、組合員のための森林施業計画の作成の事業を行ない得ることとする。森林施業計画の変更その他森林施業計画の認定の制度を設けることに伴う所要の規定の整備をすることともに、必要な経過措置を定めることとしております。

以上が本法案の提案理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○仮谷委員長代理 以上で趣旨説明は終わりました。

引き続き、各案について順次補正説明を聴取いたします。岡田畜産局長。

○岡田(見)政府委員 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、補正して御説明申し上げます。

この法律案を提出する理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

まず、改正法案の主要点は、畜産振興事業団の補給金等勘定において剰余を生じた場合は、その一部を酪農の振興等に資するための事業について助成の業務に必要な経費の財源に充てるため、助成勘定に繰り入れる道を開くこととして、農林大臣の承認を受けて、補給金等勘定の決算上生じた剰余の額に政令で定める割合を乗じて得た額をこえない額を、助成勘定に繰り入れることができるとしてあります。なお、この場合の政令で定める割合としては、現在のところ、八割と定め

ることを予定しております。

次に、畜産振興事業団の助成勘定におきましては、国内産生乳による学校給食に対する助成と畜産の振興に資するための指定助成対象事業に対する助成とを行なつておりますが、今回の法律改正により繰り入れられる資金については、指定助成対象事業に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならぬ旨規定してあります。なお、この場合の指定助成対象事業につきましては、農林省令で定めることとなっております。

以上が、その具体的内容につきましては、生乳生産の回復をはかるため当面緊急と目されまゝ有効適切な事業を定めることを趣旨として検討しております。

最後に、附則におきましては、昭和四十一年度に生じた乳製品の輸入差益の取り扱いについて規定しております。

すなわち、この改正法案は、公布の日から施行することを予定してゐるのであります。畜産振興事業団の昭和四十一年度補給金等勘定の剰余金は、昭和四十一年度補給金等勘定の剰余金にすでに積み立て金として整理されておりましたので、附則をもって、すでに積み立てられた積み立て金を、その額に政令で定める割合を乗じて得た額まで減額し、その剰余を助成勘定に繰り入れ、本則の規定により繰り入れる資金と同様の取り扱いをすることとしてあります。なお、この場合の政令で定める割合としては、二割と定める予定でありまして、昭和四十一年度の決算においては、約四十二億圓が補給金等勘定の積み立て金となつておりますから、約三十四億圓が助成勘定に繰り入れられることとなります。

以上をもちまして、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補正説明をいたします。

○仮谷委員長代理 大和田農林経済局長。

○大和田政府委員 果樹保険臨時措置法案につきまして、補正して御説明申し上げます。

この法律案を提案する趣旨につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し上げたところでありますが、ここでは、米麦等と異なり事業を全面的に実施せず、これを試験的に行なうこととした理由につきまして、若干御説明申し上げます。

政府は、果樹保険につきましては、その制度化を目的として、昭和三十五年に検討に着手し、特に昭和三十八年から三十九年間は、主要生産県二十一年において、ミカン、ナツミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ、桃等について料率算定の資料の収集等のための試験調査を行なつてまいりました。

しかし、保険技術上困難な問題の多い果樹保険を本格的に実施するためには、この試験調査のようないわゆる机上保険によつて得られた資料では十分とはいえず、保険料率算定の基礎となる被害率、適正な損害評価の方法等について、金銭の授受を伴う実際の事業の試験的実施を相当広範囲に

行ない、これを通じて精細に検討を行なう段階を経る必要があると考えられるのであります。

このような事情にかんがみまして、今回は、果樹農業につきまして適切な損失補償制度の確立に資することを旨として、昭和四十三年度から五年間、事業を試験的に実施することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、章を追って御説明申し上げます。

この法律案は、全五章及び附則からなっておりますが、まず第一章におきましては、この法律案の趣旨と果樹保険の対象とする果樹とを定めております。

この法律は、試験的に農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうことができることとするともに、政府の再保険その他必要な事項についての規定を設けることによつて、果樹農業につき適切な損失補償制度の確立に資することをその趣旨としております。

また、果樹保険の対象とする果樹は、政令で定めることとなりますが、政令では、果樹農業振興特別措置法の対象となつてゐる果樹のうち、相当規模の生産量のあるものを選び、当面提案理由説明で申し上げました六種類の果樹を予定してあります。

第二章におきましては、農業共済組合連合会が行なう果樹保険事業につきまして、その実施の手續と事業の内容を定めてあります。

実施の手續といたしましては、農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうとするときは、総会の議決を経て事業の基本となる事項について果樹保険事業計画を定めた上、農林大臣の認可を受けなければならぬこととしてあります。

果樹保険の内容といたしましては、第一にその種類であります。収獲保険及び樹体保険の二種類を行なうこととしたのであります。

第二に、これらの内容であります。まず収獲保険は、果樹の種類または品種ごとに、被保険者が、果実の減収または品質の低下によつて政令で

定める一定割合以上の損害を受けた場合に、農業共済組合連合会が保険金額及び損害の程度に応じた保険金を支払うものであります。

次に、樹体保険は、果樹の種類または品種ごとに、被保険者が果樹等の枯死、流失等によつて損害を受けた場合に、保険金を支払う保険であります。

第三に、実施主体を都道府県単位の農業共済組合連合会とする関係上、農家との連絡を密にするため、事務の一部を、必要に応じて、農業共済組合、農業協同組合等に委託することができるとしてあります。

その他、この事業の円滑な運営を期するため、農業共済組合連合会は、農業協同組合その他の果実出荷団体に対して、資料の提供につき協力を求めることができることとする等、制度の運用につき必要な規定を設けてあります。

第三章におきましては、政府の再保険事業について規定してあります。

政府は、果樹保険事業について、農業共済組合連合会と再保険契約を締結することができることとしてあります。

再保険の仕組みは、いわゆる超過損害歩合再保険の方式によるものであることは、すでに提案理由説明において御説明申し上げたとおりであります。

第四章におきましては、国の助成及び農業共済基金の融資等について規定してあります。

国の助成につきましては、すでに提案理由説明において申し上げたとおり、事務費の補助及び保険契約者に対する交付金の交付に関する規定を定めてあります。

次に、農業共済基金は、果樹保険事業について、農業災害補償法による保険事業の場合と同様に、農業共済組合連合会に対して資金の貸し付けを行なうことができることとしてあります。

第五章は、罰則に関する規定であります。附則におきましては、この法律案の施行期日及び失効並びに農業共済再保険特別会計法の一部改

正について定めてあります。

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行し、その日から五年をこえない範囲内で別に法律で定める日に失効することとしてあります。

農業共済再保険特別会計法につきましては、果樹保険についての政府の再保険事業の経理は、農業共済再保険特別会計に臨時果樹勘定を設けて行なうこととしてあります。

これをもつて提案理由の補足説明を終わります。

○仮谷委員長代理 次に若林野行長官。

○若林政府委員 森林法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由説明を補足して御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下、その内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、全国森林計画及び地域森林計画の期間についての改正であります。森林計画は、その地域内における森林所有者の森林施策の実施のための指針となるものであります。森林所有者に対して計画的な森林施策を要請するに際しては、より長期の林業政策の方針を示すことが必要と考へるのであります。そこで、第四条及び第五条を改正し、全国森林計画は十五年を一期とし、地域森林計画は十年を一期とし、それぞれ現在より五年期間の計画として、五年ごとに立てるものとしたのであります。

次は、森林施策計画の認定の制度を設けることといたしましたことによる改正であります。

その第一点は、森林施策計画の認定の請求及び都道府県知事の認定でありまして、第十一条及び第十八条の改正であります。

森林所有者は、一人または数人共同して、その者が森林所有者である森林の全部につき、森林施策に関する長期の方針に基づいて、五年を一期とする森林施策計画を作成し、これを都道府県知事に提出してその森林施策計画が適当であるかど

うかにつき認定を求めることができるといたしました。この場合、小規模森林所有者の森林施策計画の作成を推進するため、第七十九条を改正し、森林組合は、組合員のための森林施策計画の作成の事業を行ない得るものとしたのであります。

都道府県知事は、森林所有者からの認定の請求がありました場合に、その森林施策計画の内容が森林生産の保続及び森林生産力の増進をはかるために必要なものとして、政令で定める樹種または林相の改良その他の森林施策の合理化に関する基準に適合しており、かつ、地域森林計画の内容に照らして適当であると認められるときは、その森林施策計画が適当である旨の認定をすることとしたのであります。なお、この認定は、第十七条の改正規定により認定を受けた森林所有者の包括承継人に対しても効力を有することとしてあります。

第二点は、森林施策計画の変更でありまして、第十二条の改正であります。

都道府県知事の認定を受けた森林所有者は、当該森林施策計画の対象とする森林とその者が森林所有者である森林との範囲が異なることとなった場合または認定を受けた森林施策計画の内容が認定の要件に適合しなくなったときに都道府県知事からその旨の通知を受けた場合には、都道府県知事に森林施策計画の変更を求めなければならないこととするほか、森林施策計画の変更を必要とする場合には、その変更の認定を求めることができるとしてあります。

第三点は、認定を受けた森林所有者の森林施策計画の順守義務に関する第十四条の改正規定でありまして、認定を受けた森林所有者は、森林の施策につきまして森林施策計画を順守しなければならないこととしてあります。

第四点は、認定を受けた森林施策計画に従った施策の実施を確保するための措置に関する第十五条及び第十六条の改正規定であります。

都道府県知事の認定を受けた森林所有者は、当



該森林施業計画の対象とする森林について立木の伐採、造林等をした場合には、その後において都道府県知事にその届け出書を提出しなければならぬものとして、その施業の確認と必要な指導に万全を期することとしております。また、都道府県知事は、森林施業計画を順守していないと認められるとき、森林施業計画の変更の請求をすべき場合においてその変更の認定の請求をしないとき、もしくは請求をしてもその認定を受けられなかったとき、または森林施業計画の対象とする森林について伐採、造林等の届け出書の提出をせず、もしくは虚偽の届け出書の提出をしたときには、森林施業計画の認定を取り消すことができることとしております。

第五点は、森林施業計画の認定の制度の推進をはかるための農林大臣及び都道府県知事の援助措置でありまして、第二十条の改正でございます。

農林大臣及び都道府県知事は、森林施業計画の作成とその達成のために、必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうようにつとめるものとしていたしております。

以上のほか、森林施業計画の対象とする森林の所在地が二以上の都道府県にわたる場合には、森林施業計画の認定その他この森林施業計画の認定の制度において都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理することとする等、所要の規定を整備するとともに、必要な経過措置を定めることとしております。

以上をもちまして本法案についての補足説明を終わります。

○仮谷委員長代理 以上で補足説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後十一時三十分休憩

午後零時十分開議  
休憩前に引き続き会議を開き

○高見委員長代理 休憩前に引き続き会議を開き

ます。  
漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑はすでに終局いたしてあります。

これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高見委員長代理 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○高見委員長代理 この際、ただいま可決いたしました本案に、角屋堅次郎君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、皆さんのお許しを得まして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派を代表いたしまして、漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付する動議を提出いたします。

まず、決議案文を朗読いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第六八号) に対する附帯決議  
(案)

政府は、本制度が真に中小漁業者の漁業経営の安定を図り、漁業生産力の発展に資するためさらに左記事項について、すみやかに検討を加え、これが実現を図るよう努めるべきである。

一 政府の漁業共済保険事業については、今回

の改正による方式のほか異常災害、通常災害の区分による保険制度についても検討を行ない、その検討の結果にもつき適切な措置を講ずるとともに、漁具共済事業についてもすみやかに保険事業を実施すること。

二 本制度発給以来今日までの間に生じた漁業共済団体の赤字分(金利負担分を含む)については、事業の円滑な運営に支障を生じないよう財政措置を講ずること。

三 政府の保険責任部分に係る漁業共済組合連合会の再共済金の支払いに必要な資金については、保険金の概算払制度を実施する等国において適切な措置を講ずること。

四 共済掛金率の改定にあたっては、漁民の経済負担の弱少の事情にかんがみ、その引上率は最少限度にとどめるよう措置すること。

五 中小漁業者の加入を促進するため、補助限度率の引上および単独契約についても国の助成を行なう等適切な措置を講ずること。

六 政府の保険責任を連合会の手持掛金の一定率以上とする場合の一定率(一三〇%、一二〇%等)については、連合会の経営の安定を図る立場で慎重に措置すること。

七 共済組合と連合会の共済責任分担率は、今後の実施状況に応じ検討を加えること。

八 義務加入制度をすみやかに実施すること。  
九 無事故経歴加入者に対しては無事故戻戻制度又は掛金割引制度を採用する等優遇措置を講ずること。  
十 漁業共済団体の事務、人件費及び宣伝啓蒙費等を増額するとともに、事務の近代化のため機動力の充実を図ること。  
十一 可及的すみやかに、任意共済をこの法律に基づき事業とすること。  
右決議する。

の改正による方式のほか異常災害、通常災害の区分による保険制度についても検討を行ない、その検討の結果にもつき適切な措置を講ずるとともに、漁具共済事業についてもすみやかに保険事業を実施すること。

二 本制度発給以来今日までの間に生じた漁業共済団体の赤字分(金利負担分を含む)については、事業の円滑な運営に支障を生じないよう財政措置を講ずること。

三 政府の保険責任部分に係る漁業共済組合連合会の再共済金の支払いに必要な資金については、保険金の概算払制度を実施する等国において適切な措置を講ずること。

四 共済掛金率の改定にあたっては、漁民の経済負担の弱少の事情にかんがみ、その引上率は最少限度にとどめるよう措置すること。

五 中小漁業者の加入を促進するため、補助限度率の引上および単独契約についても国の助成を行なう等適切な措置を講ずること。

六 政府の保険責任を連合会の手持掛金の一定率以上とする場合の一定率(一三〇%、一二〇%等)については、連合会の経営の安定を図る立場で慎重に措置すること。

七 共済組合と連合会の共済責任分担率は、今後の実施状況に応じ検討を加えること。

八 義務加入制度をすみやかに実施すること。  
九 無事故経歴加入者に対しては無事故戻戻制度又は掛金割引制度を採用する等優遇措置を講ずること。  
十 漁業共済団体の事務、人件費及び宣伝啓蒙費等を増額するとともに、事務の近代化のため機動力の充実を図ること。  
十一 可及的すみやかに、任意共済をこの法律に基づき事業とすること。  
右決議する。

以上であります。

本決議案の内容につきましては、現在までの本委員会の審議により、十分明らかにされておりますので、この際あらためて御説明申し上げる必要

はないと存じますが、念のため、特に重要な点、数点について、簡単に触れておきたいと思

ます。決議案の第一の異常災害と通常災害の区分による保険制度の確立についてであります。この件につきましては、中小漁業者等の長い間の要望でもありますが、真に中小漁業者の漁業災害補償とするため、国の責任において行なう異常災害に対応する保険制度及び漁業共済団体の責任において行なう通常災害に対応する共済制度を骨子とした制度に改めるように特段の努力を要望し、近い将来その実現を期待するものであります。

次に、第二の漁業共済団体の赤字分の処理についてであります。昭和三十九年、漁業災害補償制度発給以来、今回の改正により政府の保険事業実施まで生じた共済団体の共済金の支払い超過分及び事業運営にかかる金利負担分については、法案審議中しばしば質疑ののぼったとおり、各党とも、国の保険事業実施機会に国の財政で全額措置すべきであるとの主張が強かったのであります。したがって、政府は、事業の円滑な運営に支障を生じないよう、最も近い機会に国の財政で措置し、団体の財政の負担を軽減することを強く要望いたしておきます。

次は、第四の共済掛金の引き上げについてであります。今回の掛金の改正にあたっては、二倍、三倍という大幅引き上げ率のものも含まれており、漁民の負担力、加入の促進等の点から見て、きわめて問題であります。掛金の引き上げ率につきましては、わが日本社会党は最高二割の範囲内で認むべきであると主張し、民主社会党も公明党も、おおむね同様の主張をいたしておるのであります。自由民主党もまた、漁民の経済負担力の弱小の事情にかんがみ、引き上げ率を最小限度にとどめることに賛成であります。共済事業の経営実績から見て、基本的な問題はありますが、各党のこのような主張の趣旨を体し、掛金の引き上げの抑制のため、掛け金補助の増額等、中小漁業者の負担軽減に一その考慮を払うべきであ

ると思つてあります。

次は、第六の政府の保険責任の定率の件であります。政府は、今回の改正により、連合会の手持ち掛け金の一三〇%と政令で定めることを予定しているようであり、委員会の審議中にもありましたように、一二〇%あるいは一二五%にすることにしているの理論についても真剣に検討を加え、連合会の事業の発展のために適切な率を適用するように要望する次第であります。

次に、第十の諸事項であります。前段に掲げてあります共済団体の事務、人件費及び宣伝啓蒙費については、現在も若干の予算化はされておりますが、今回の改正を契機として、強力な加入促進をはかることになるわけであります。したがって、先行投資の立場から、政府においても、団体が十分活動ができるよう、これらの経費につきましては、大幅に増額してやるべきものと思つてあります。また、事務及び事業の近代化、能力化をはかるために、都道府県の共済組合に対し機動力を持たすことが必要であり、かつ、緊急事と思つてあります。

〔高見委員長代理退席、委員長着席〕  
そのため、組合に対してはすみやかにライトペン及びオートバイを配置するとともに、全国団体に對しては、将来電子計算機を設置することができよう配慮する必要があると思つてあります。

なお、以上の諸点のほか、第三項の、政府の保険責任にかかる漁業共済組合連合会の再保険金の支払いに必要な資金についての保険金の概算払いの制度の実施問題、あるいはまた、第五の、補助限度率の引き上げ及び単独契約についても、国の助成を行なう配慮等、さらにまた、第七の、共済組合と連合会の共済責任分担率について、今後の実施状況に即応して検討を加える問題、第八の、義務加入制度をすみやかに実施する点、さらに第十一の、任意共済をこの法律に基づく事業とすることをすみやかに実施する点等も、いずれも重要でございます。これらの点も附帯決議に付してお

ることは御承知のとおりであります。

何とぞこれらの附帯決議の問題については満場御賛成を賜わりますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○本名委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。別に御発言もないようでありますので、直ちに採決いたします。

ただいまの角屋堅次郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○本名委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付するに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。倉石農林大臣。

○倉石國務大臣 ただいま御決定になりました附帯決議につきましては、十分に検討いたしました。その趣旨が貫徹できますように努力をいたしてまいりたいと思つております。

○本名委員長 次に、漁業協同組合合併助成法案を議題といたします。  
本案に対する質疑はすでに終局いたしました。これより討論に入るのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

漁業協同組合合併助成法案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○本名委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○本名委員長 なお、ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○本名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○本名委員長 引き続き、農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。  
この際、昭和四十二年産麦の政府買入れ価格及び麦の標準売り渡し価格について、政府から説明を求めます。小暮参事官。

○小暮説明員 本日より米価審議会をお願いいたしまして、食糧庁長官から、四十二年産麦の政府買入れ価格及び麦の標準売り渡し価格の決定に關連いたしました。御審議をお願いいたして申し上げます。参事官からかわつてその概要を御説明申し上げます。

まず、政府買入れ価格でございますが、御承知のように、麦の政府買入れ価格は、農業パリティ指数を用いて算出されます。これを基準に決定いたすことに従来いたしておりました。本年も基本的にはその考えに基づいて政府買入れ価格の決定をお願いいたしたいというふうに考えております。ただ、昨年の米価審議会の際にも申し上げておりましたこととありますが、現在の農業パリティ指数は、昭和三十五年の農家の支出の実態に基づきまして、パリティの算出の基礎でございます。支出のウェイトが定めてございまして、すでに相当の年数を経過いたしてございまして、特に昭和三十五年から四十年までという五カ年間は、御承知のように、経済のさまざまな側面できわめて急激な変動のあった時期でございます。昭和三十五年の支出金額に基づくウェイトで農業パリティ指数をはき出しますことは、農家の支出の実態を反映しないという問題がございまして、かたがた行政管理庁のほうでも、政府の各種の指数につきまして昭和四十年基準にできるだけ改めるようにということもございまして、昭和四

十年度の農家の支出金額に基づくウェイトにこれを改定いたして農業パリティ指数を算出することに改めたいというふうな食糧庁としては考えております。ただ、先ほども申しましたように、非常に経済変動の激しい時期にこの五カ年間が遭遇いたしてございするために、古いウェイトに基づいて従来どおりに算出されますパリティ指数と、新たに昭和四十年度の農家の支出金額に基づくウェイトを定めて試算いたしましたパリティ指数との間に、従来になく差が出るわけでございまして、ウェイトの改定は、すでにこれまで二回いたしましたラスパイルスの算式の性格から、新しい算式がやや低目に出るといふことは、過去二回の経験でも明らかになっておりますが、今回はその差がきわめて大きいように見られますので、パリティのウェイトの改定に伴う影響を緩和するために、指数に若干の調整を加えることはいかがかと、この一年間の上昇したと思われ値上り率と申しますか、これが約四・五二%になるわけでございます。その一年間に四・五二%上がったという姿に着目いたしまして、前年産の麦価にこの新指数による一年間の上り率が分、これをかけましたものを基準としてものを考えたいかがかというふうな考えをしております。古い指数の昨年の五月と新しい指数の本年の五月と直に比較するのは従来形でございますが、そういう形にいたしますと、三・一%前後しか上がらないという形になりますので、ただいま申しましたような指数の調整をいたして、ウェイトの改定に伴う影響の緩和に配慮して決定することにしていただいはいかがかというところで、ただいま審議会におはかりいたしております。

標準売り渡し価格につきましては、食糧管理法並びにこの付属法令に基づきまして、御承知のように、家計費に基づき算出されます価格、俗に家計表価と申しておりますが、その範囲において米価との関係に基づき算出されます。これも対米価比というふうな言いなら

わされておりますが、これをその額をもって定めるといふのが従来の考え方でございます。その考案の基本的には本年も変わらないわけでございますが、**これ**によって算出された額が、おおむね前年の決定いただきました標準売り渡し価格とはほぼ同じように試算されますので、一応前年の標準売り渡し価格と同じというふうに考えた額、これを基準といたしまして、本年は特に昨年来米価審議会等に御説明いたしまして、種々検討いたしております。麦の管理改善対策、これは製粉、精麦等の加工業者と産地の農協との間で、麦の流通に関する契約を結んでいただきました。これに基づいて生産奨励金を生産者に渡すという構想で、ただいま関係の向きといろいろ検討を取り進めております。その生産対策費が円滑に企業から支出されるようにいたしたいという考え方を一つ持っております。

そのほかに、外国産の小麦につきまして、外国産小麦の国内における売り渡し価格の銘柄間の格差、これがこれまで内麦との品質格差ということに基づいて定めてまいりましたために、長い間に実際に輸入されます海外におけるそれぞれの銘柄の品質格差とかなり大きな隔たりが起っております。そこで、価格水準はどこまでも内麦の価格水準を基準といたしまして、それとの品質格差で外麦の価格水準を考えますが、外麦の相互の中での銘柄間格差、これにつきましまして、漸次海外における銘柄間格差に近づけていきたいという考え方を、今回の外小麦の売り渡し価格の考え方の中に織り込んでまいりたいというふうに考えております。

なお、その場合に、外麦の中で下がるものもございまして、上がるものもあるわけでございます。銘柄間の格差を現実的に近づけようという考え方で、主としてハード系の小麦に一部値上がりを見るものがある。それからソフト系の小麦では、ウエスタンホワイトのような中心的な銘柄は逆に若干引き下がるというように考えております。このハード系の小麦が若干値上がりいたしました

すことに関連して、一般家庭の購入する食パンの価格に影響を及ぼさないように配慮する必要があります。この点については、委員長のほうでしかるべくお取り計らいをお願いしたいと思います。

以上申し上げましたような趣旨で、ただいま政府買入れ価格並びに標準売り渡し価格についての御諮問を申し上げておる段階でございます。

○本名委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石田有全君。

○石田有全委員 私、ただこれから審議を進めるにあたりまして、資料の要求だけをお願いしたいと思っておりますので、委員長のほうでしかるべくお取り計らいをお願いしたいと思います。

最初に、消費者米価の変動と物価上昇の関係、それから、消費者米価の値上げと小麦消費量の関係、三番目には、麦作付面積の昭和三十年年度以来の推移、四、米生産費調査農家の変動の状況、五、三十九、四十、四十一年度の八〇％バルク農家の生産費と八〇％バルクライオン農家の住所、耕地面積、労働人員、六、調査農家の階層分布、七、平均生産費と従来とってきた標準偏差と八〇％バルク農家の生産費の比較、八、四十一年度米生産費中の時間当たり賃金、九、学校給食用パン食及び農家のめん類消費の状況、十、国際的食糧需給状況、十一、戦前、食糧法以前の深川、堂島等米穀取引所における内外米価格の比較、以上であります。先般当委員会において大野委員から要求があった資料、並びに今回米価審議会が開かれるにあたりまして、政府で用意されておる資料とダブる面があるのではないかと存じますので、その分については省いて、要求いたしました資料をそろえていただきたいと要望申し上げます。

○本名委員長 佐々木三郎君。

○佐々木委員 中国のことわざに「狡兎死して走狗煮らる」というのがございまして、私は、麦の問題を考えると、いつもこのことを思い出すのであります。終戦直後しばらくの間、国民が非常

に食糧に不足をいたしましたときには、いわゆるあめとむちとでも申しますが、ときには強権供給、いわゆるジブ供給が行なわれるかと思ひますと、また一方では追加払いとか、あるいは特別加算とか減収加算というような、いろいろなかの手この手の方法が使われて、麦の買入れに血道をあげた時代がありました。今日ようやく食糧難が緩和をいたしまして、麦に対する政府の考え方が申しますか、やり方というものが、当時を知る者にとりましては、とうてい想像もできないような酷薄というか、薄情というか、麦及び麦作農家に対してまことに冷淡な措置、態度がとられておるように私は思うのでございます。そういうことを反映してか、麦についての質問の時間が非常に限られておりますので、私は、考えておりますことを十分に御質問をして、農林省の当局の方々の御意見を十分聞き出すということとは不可能だろふと思ひますけれども、若干の問題につきましてお答えをお願いしたいと思ふわけでありま

す。

いま述べましたように、麦に対する当局のやり方というものが非常に冷淡なやり方になっておるのにかかわらず、今日麦に対する需要というものが相当高まってきておるようでございます。麦需要に対する今日の趨勢とその理由、それから今後の見通し、まず、私は、この点について御意見を伺ひをしてみたいと思ふのであります。

○小暮説明員 御指摘のとおり、近年食生活の構造が次第に変わってまいりまして、粉食を中心としております。今後人口増加の問題のほかに、麦製品に対する一人当たりの需要量の増大が見込まれますので、今後もお麦の消費需要は増大すると思ふに考えております。

○佐々木委員 こまかいことをお尋ねするのを省略しまして、それでは麦に対する需要が非常に増大を、今後、私の承ったところによりまして、十年後の昭和五十一年には、これは間違つておるかもしれませんが、小麦については六百六十万ト

ン、大麦、裸麦については二百五十五万トンの需要が起ってくるだろうというふうなことを、私ある資料で見たのでありますけれども、それはともかくといたしまして、今後相当量の需要増し、これは人口の増加に伴う点もあると思ひますが、食生活の変化によって、こういうふうな需要が増加して行くと思ひます。

それでは、これに対して、これに見合うべき麦生産の状況はどうであるか。今日までの趨勢と今後の見通しなどについて、簡単によろしゅうございまして、お伺ひしたいと思います。

○小暮説明員 先ほど主食のことだけについて申し上げましたけれども、御指摘の数字とあわせて考えますと、実はえさの需要といった問題もございまして、先ほど御指摘のような数字が試算としてはあり得るかと思ひます。

ただいま御質問の生産の状況でございますが、精麦用の大麦につきましては、作付面積が年々減少いたしております。昭和三十七年を一〇〇といたしますと、四十一年で六六・八という程度に作付面積が減少いたしております。若干の反収の増加がございまして、実収高としては約七割程度になっております。ビール麦につきましては、これはやや事情が変わりまして、三十七年を一〇〇といたしまして、九六・八％程度になっております。何とか増産したいというふうに考えております。年により若干ふえることもございますが、まだ残念ながら横ばい程度でございます。数量もほぼ横ばいでございます。それから裸麦につきましては、同じ三十七年から四十一年までの間に五八・九％という作付反別の減少を見ております。小麦につきましては、六五・六％という作付面積になっております。

○佐々木委員 小麦、大麦、裸麦を合計いたしました、昭和三十五年に対して昭和四十年で大休生産量が半分になっておるといふのが、これが農林省から発表されておる統計の数字だ、こう考えております。これは非常に激しい勢いをもつてする麦生産の減少だと、こう申して差しつかえないと

思います。

ところで、麦の消費の需要が上がり、生産が反対に下がる、そういたしますと、結局その差額というものは、これは輸入に仰いでおるわけでありますが、その輸入の今日までの趨勢と、それから今後の見通し、並びに、これは昨年度でよろしゅうございますが、外麦を買うために支出をいたしました金額、それと数量、簡単によろしいからお答えをいただきたいと思ひます。

○小暮説明員 外国産麦の輸入の動向は、主食用といたしまして、先ほど申しました三十七年と比較いたしますと、三十七年度に主食用百六十九万五千トン、それから四十一年度に三百一十七万七千トンに増加しております。そのほかに、飼料用として三十七年度に七十二万三千トン、四十一年度で九十七万七千トンのものを輸入いたしておりますので、合計いたしますと三十七年度が二百四十一万八千トン、四十一年度が三百九十八万七千トンということになります。

今後の見通しにつきまして、的確な数字的な見通しを申し上げる用意がただいまございませんけれども、主食用の伸びのほかに、ふすま等をとりました、むしろ粉のほうは逆に副産物になるというふうな形で消費を含めまして、えき用需要を含め、やはりかなりの増大になる傾向にあるというふうな考へております。

なお、金額というお尋ねでございますが、ちよつと外貨に換算した数字をただいま持っておりませんが、約三百萬トン、主食用三百萬トンと考へましたときに、トン当たり輸入原価で約三万円前後に相なるかと思ひます。

○佐々委員 三十七年に小麦百六十八萬トン、四十一年度、これは見込みの数字であります、三百六十六萬トンということになっております。それを事実といたしますと、小麦だけで約倍額になっておる、こういう勘定でございます。

それから、いまの金額ですが、大体私の計算し

たところ、主食用、飼料用合計で三百九十八萬七千トンで、八百億圓あるいは九百億圓以上になるのじやないでしょうか。いかがでしょう。

○小暮説明員 先ほどトン当たり三万円前後とたいへんラフに申し上げましたけれども、二万八千円ぐらいかと思ひますので、大体御指摘の数字に近いかと思ひます。

○佐々委員 そこで、先ほど麦の生産が非常に減少しておるということについてお答えをいただきましたが、結局いろいろの原因があるにいたしましても、最大の原因は麦の作付面積の減少である、こういうふうな考へるわけでありませう。そこで、麦の作付がいままでどういうふうな減少してきたか、これも今後の見通しがつきましたならばお答えをいただきたいと思ひます。

○小暮説明員 食糧庁という立場からちよつとお答えしにくい点がございますが、間違えませんでしたらまた農政担当のほうから後刻御訂正をいただくことにいたします。

作付面積の減少面積は、先ほど申し上げたような趨勢であります、昨年、一昨年と麦対策につきましましていろいろ省内で検討いたしました際の分析から判断いたしました、一つは水田の裏作の麦、これが労力的にも畑の麦よりも生産費がやや高いという事情がございます。それから比較的経済立地に恵まれた、いわば平たん部の水田が面積としては多いわけでございます。もちろん山間僻地にもございますけれども、面積としては経済立地に恵まれたところが多い。そこで、他に就業の機会があると申しますか、あるいは野菜、あるいは水田裏のイチゴ、その他農業といたしましては換金作物としてより有利なものがあり得る。しかも水田から他産業に就業の機会があり得る。しかも水田の裏は畑麦よりも生産費がどうしても高いという事情がございます、水田の裏における減少が特に目立つようでございます。もちろん畑麦につきましても減少の傾向がございますけれども、非常に大きく減少面積を左右しておりますものは、近年の趨勢では水田の裏作の麦でございます。

○佐々委員 大体私の調べたところによりまして、昭和三十五年に百四十四万ヘクタールであつたものが、四十一年で八十一万ヘクタール、半分近い減少を示しておるわけでございます。私どもは、こういう事実が起こつたということについては、当局的責任をただしたいと思ふのであります、それはともかくとして、その次に関連をしてお尋ねをしたいことは、耕作の作付の減少といふことは、他の作物に転換をするとか、ただいまお話をいたしましたような不耕作地の中で、そういうふうなもの以外に、全然耕作を放棄したといふ、そういう事情があるわけだと思ひます。いわゆる休閑地と申しますか、耕作の意思があつてはかの事情で耕作できないのではなくて、そもそも耕作の意思がなくて耕作をしないといふ場合があり、またそういう土地があると思ひます。いわゆる耕作放棄地です。そういう不耕作地が昨年度で何ところかございますから、大体何ヘクタールぐらいあるかということをお伺いしたいと思ひます。

○遠藤説明員 ただいま累計の数字を持ち合わせておらないのでございますが、四十一年において作物別に申しまして、小麦で不耕作地となりましたものが二万八千六百ヘクタール、それから大麦で六千八百ヘクタール、ビール麦で五千四百ヘクタール、裸麦で八千五百ヘクタール、それが昨年度の減少でございます。

○佐々委員 ちよつと私の統計数字が見方が間違つておつたのかもわかりませんが、もう一度お尋ねしたいと思ひます。経営地面積が全部で五百八万五千ヘクタール、これに対して休閑地が百五十七万六千ヘクタール、約三割が休閑地になっている、こういうふうな私に了解して居るのでござい、いかがでしょう。

○遠藤説明員 ただいま申し上げました数字は昨年度でその作物ごとの増減を申し上げましたので、そういうことになりませんが、全体の面積といたしまして、冬作物でほかにも減つたものもござ

いますので、大体そういう数字になるかと思ひます。私もいまちよつとはっきりした数字を持ち合わせておりませんので……

○佐々委員 どうもたよりないお答えと思ひます。百五十七万六千ヘクタールが休閑地になっておるわけですが、これはもう麦をつくつてもおもしろくないからつくらぬという耕作放棄です。そこでお伺いしたいのですが、この百五十七万六千ヘクタールというものに麦をつくつたならば、一体どれだけの収益があるか、そこで計算していただいてもけっこうですが、概算でよろしいからお答えをいただきたいと思ひます。

○遠藤説明員 急に計算いたしましたので、あとからまた正確な数字は計算し直しますが、大体におきまして二千億ぐらいになるのじやないかと思ひます。

○佐々委員 私もその程度だと思ひます。そこで、大臣にせつかうお伺いしたいのでお伺いいたしますが、当局の施政のやり方が悪いのかどうか、その点についてはともかくとしたしまして、農民が麦を耕作することを放棄しておるといふ事象が、そのために、毎年毎年約二千億の損失を国家としてはいたしておるわけでありませう。これについて農林大臣としてはどういふふうにお考へになるかということをお聞きしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 先ほど来ここでお話がございまして、麦につきましては、大体その裏作を放棄する傾向が出てまいつて居る。これは麦をつくつておることによつて所得が期待いたしておるよりも少ない。したがって、ほかのほうの産業に出て現金収入をとるほうが楽だといふ考へ方が多く出てまいつておることはいなめない事実でございます。私も私どもといたしましては、昨年度米審でも御意見がありましたように、麦についての将来の方向について検討すべきであるということでありませう。私どもは、やはり労働力が他産業に流出いたしてまいり、生産がこれに伴わない、かろうじて

水稲におきましては御承知のようないろいろな施策を講ぜられておりますので保つておるわけでありますが、麦につきましてはなかなかむずかしい問題がたくさんあります。ことに御存じのように、畑作物の麦の間には、間、間に植えてまいります。取り入れのときに妨害になりますので、機械化したしてまいることが非常に困難な情勢である。そこで、省力のために機械力を用いようとしても、そういう支障がありますので、これはやはり大きな規模で主産地を形成して麦作をやるといふようなところでなければ、なかなか大型の機械を用いることができない。そういうことで、麦作地帯においてはいろいろなネックがあるわけでありまして、私もいろいろといたしまして、ただいまの麦の需要の状況、これは麦につきましてはそれぞれ用途がございますけれども、日本人の食糧の需給動向から見ましても、めん類を主としておる国内産麦というもののある程度の維持は絶対が必要でございます。そういう見地に立ちまして、昨年も二億五千万の資金を出しまして、この維持改善について努力をいたしておるわけでありまして、何にいたしまして、傾向として、麦というものが、裸とかあるいは、ビール麦のような特殊な契約によって所得を確保されるものは減っておりませんけれども、その他のものについては漸減の傾向がある。これをひとつ何とかして奨励をしていかなければならないというところで、昨年の予算でもお願いし、四十二年度予算でもお願いいたしておるわけでありまして、したがって、私どもは、この麦の生産者のために一定の所得を確保することに施策を集中してまいらなければいかぬ、こう思っているわけでありまして、

クタイトル足らずの開拓、干拓を行なつておるわけです。私は、一方で百五十七万ヘクタールもの土地を遊ばせて二千億の損失を年々こうむりながら、他の方面では一千四百二十八億円というようならば、大きな金額を投じて、わずかに——わずかと云うと語弊があるが、十一万ヘクタールの開拓、干拓をやつたにすぎない。私は、もちろん開拓、干拓も大切であり、必要であると思ひますけれども、一方でそういうことをやつてたくさんの国費を投じながら、他の方面では百五十七万ヘクタールという膨大な土地を遊ばせて平然としている。私が見たところ、そういう政策は、現在の農林省のやり口からは全く期待できません。こういうことを考えますと、私は非常に矛盾を感じる。これについて農林大臣、どういふようにお考えか。百五十七万ヘクタールというような土地がすぐ生きて活用できるような施策に、開拓、干拓にばく大な金を投じるより、より力を注ぐのが、これがほんとうの農政とお考えにならぬかどうか、これがほんとうを農林大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 わが国に限られた狭い国土でございますから、ことに鉱工業がだんだんと發展してまいるに従つて、それだけの地面を要するわけで、それが農耕地に食い込まれないようにいたしますために、私もやはりできるだけの開墾、干拓等もすべきであると思ひますが、一面において休閑地が出てくる。このことは、見方によつていろいろの判断もつくつかと思ひますが、大体、麦というものをつくつておるお百姓が、その麦をつくることによつて得る所得よりも、ほかのことに手を出すほうが所得がふえる、所得が大きい、こういうことが裏作不作地帯が出てくる現象の大きな理由の一つであります。私どもは、そういう意味で、麦の増産を期待したすといふことももちろん大事なことでありますけれども、一方においてはやはり——自分のことを申して申しわけありませんが、私の選挙区なんぞは、長野県の中でも麦が非常に多いところでありまして、年々非常に激減してまいります。これらの農村の人たちのお話を聞きますと、やはり麦をつくることによつて得る所得よりも、他にいく所得のほうに家計を助ける上において非常に大きい。私どもはそういう意味で、何とかこの麦の生産を確保してもらうために、ただいま米審にも諮問をいたしましてお願いをいたしておるところであります。先ほどちょっと申しましたビール麦のような契約栽培のものは、量も維持されておりますが、一面において、今度は一般の麦につきましても、やはり契約栽培的な考え方を活用いたすことによつて、麦の生産を確保してまいりたい、そういうことで考えておるわけでありまして、

○佐々委員 ただいまの大臣の御答弁は、これはどうも筋違ひというか、見当はずれの御答弁だと思ひます。麦よりほかのものがいいからとか、よそへ出かせぎに行つたほうがいいから出かせぎに行く、そういうことのために休閑地ができておるのだというお答えだつた私は思ひます。私が言っているのは、そういうことにならぬに、土地そのものが百五十七万ヘクタールというものが遊んでおる。それを麦をつくらなければ年々二億と云うような収益がある。麦をつくらなくても、たとえはあなた方がやつておられる選択的拡大の畜産、これにしても、外国からどんとん飼料が入つてきておる。飼料作物に転換をすれば、これは畜産の奨励にもなる。麦に限らず、とにかく遊んでおるこの膨大な土地を生かすということが私は大切だと思ひます。特にこれは先祖から伝来し、多年の間農民がそこに汗と油を落し込んで来た貴重な土地である。今後は現在のようないふ政府の考え方、態度であるならば、遊ばざるを得ないだろうと私は思ひます。一方にこういうふうな遊ばしておきながら、一方には全くこれと比べれば引き合ふような膨大な金をかけて開拓、干拓をやつておる。開拓、干拓に入れる力、それと同じ程度の力、いな、それ以上

上の力を休閑地の解消のために注ぐべきじゃないかと私は思ひます。それについての御答弁を私は欲しておるわけですが、

○倉石国務大臣 私、ちょっと勘違いいたしておりました。麦の生産をどうやって確保するかということに集中されたようにとつたわけでありまして、ただいま非常に高度な農業政策のことについて御見解をお述べになりました。私もとしまして全く同感であります。そこで、一つの土地について、一つの作物について、時代の推移に従つてそれが経済的でないという場合には、他に転換することは、もちろん大事なことであります。ことに先ほど来ここでお話のありました、濃厚飼料の輸入がああいうふうなふえてきておるときに、私もといたしましては、やはりいゆる選択的拡大の方針を進めてまいるにしても、必要なものは飼料でありますから、そういうことについては、草地の造成等によつて休閑地を防ぎながら必要な生産をあげてまいるということについては、もちろんこれは熱心にやるべきことであります。当然そういう方向に努力をすべきことはもちろんであります。

○佐々委員 端的にお尋ねしますが、今日のような麦政策、麦対策、これをもつてこの休閑地が解消すると思ひになるかどうか。農林大臣の姿勢は、これを解消する方向へ向かつておるかどうか。こういうやり方をやつておつては、いつまでたつても、この百六十万ヘクタールは、拡大することはあつても減ることはないというふうにお感じにはならないか、その心境をお聞きしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 たいへん大事な問題でありまして、麦の増産対策には鋭意これととめる必要がありまして、いまおっしゃる通りに、休閑地が自然に生じておるものにつきましては、私どもは、他の作物、もちろん時代にとつて必要な作物に転換をさして所得をふやすと同時に、農業全体の需要を満たすことに力を入れなければならぬ、そういうことに努力をしまつてまいるつもりであります。

す。

○佐々委員 大臣もなかなか苦しいところだろうと思つたので、これ以上追及してもお答えは困難でしょう。そこで、いままで論じてきたところの最後の結びについては、また明日でも、大臣の御出席をいただいで結論的に意見を聞くことにします。

そこで、食糧庁の方にお伺いしたいのですが、麦の生産量の減少、つまり、主として耕作放棄ということがある原因になると私は考えるわけですが、耕作放棄の根本的な原因は一体どこにあるかということについてお聞きしたいと思つます。

○小暮説明員 食糧庁といたしましては、麦生産の問題につきまして、主として価格面から接触いたしておるわけでありませう。それ以外にもいろいろ農政上の問題があるかと思つますけれども、価格面から考えますと、ただいまの麦価の水準、これは食糧管理上は、実は内麦の買い上げ価格が、大ざっぱにいつてトン当たり五万円前後に相なつておりまして、輸入いたします場合の原価が、先ほど御議論ございましたように二万八千円前後、この問題は、食糧管理といたしましても非常に心配いたしておる一つの側面がございます。しかし、再生産の確保に資するようにという立法の趣旨に即しまして、パリティ価格を下回らざるごとという事で、年々買い上げ価格を定めてまいつておりますけれども、それぞれの農村の実態によりましては、麦の買い上げ価格が、他の収益と比較いたしまして相対的に必ずしも有利とは言えないといったような問題が、価格の側面からはあるかと思つます。その他の農政上のさまざまの問題もあると思つますが、食糧庁の側面から私どもの考え方を申し上げた次第であります。

○佐々委員 まだあと質問したいこともございませうし、ただいまの御答弁に対しても申し上げたいことがあるわけですが、時間もまいりましたので、明日質問をさせていただきますことにしまして、きょうはこれまでにしたいと思います。

○本名委員長 次会は、明二十八日十時理事會、十時半委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時十分散會